

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 活用事業に係る効果検証について

No	事業名	担当所属	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容	総事業費 (円)	交付金充当額 (円)	事業開始 年月日	事業完了 年月日	成果目標	達成値	事業実施による事業目的の達成への評価や改善施策等
1	松戸市市価高騰重点点支援給付金(経済対策分) 【物価高騰点支援給付金】	福祉政策課	①物価高が低く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費	3,634,563,754	3,634,563,754	R5.12.20	R6.12.27	プッシュ型の発送や勧奨通知等により、対象世帯の9割に支給する。	94.7%	1.非常に効果的であった 2.効果的であった
2	松戸市生活・暮らし価格高騰重点点支援給付金(経済対策分) 【物価高騰点支援給付金】	福祉政策課	①物価高が低く中で低所得世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費	614,417,937	614,417,937	R5.12.18	R6.12.27	プッシュ型の発送や勧奨通知等により、対象世帯の9割に支給する。	97.7%	1.非常に効果的であった
3	松戸市市価高騰重点点支援給付金(経済対策分) 【物価高騰点支援給付金】	福祉政策課	①物価高が低く中で低所得世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費	292,530,000	292,530,000	R6.1.22	R6.7.16	プッシュ型の発送や勧奨通知等により、対象世帯の9割に支給する。	95.6%	1.非常に効果的であった
5	定期減価補正給付金事業【物価高騰対策給付金】	市民総課	①物価高が低く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費	14,300,000	14,300,000	R6.4.26	R6.6.30	令和6年度定期減価補正給付金(調整給付)において、プッシュ型の発送や勧奨通知等により、対象世帯の9割に支給する。	95.4%	1.非常に効果的であった
9	松戸市生活・暮らし価格高騰重点点支援給付金	福祉政策課	①物価高が低く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費	21,549,971	21,549,971	R5.12.18	R6.6.31	プッシュ型の発送や勧奨通知等により、対象世帯の9割に支給する。	95.5%	1.非常に効果的であった
10	障害者施設等利用助成事業 障害者施設利用助成関係業務	障害福祉課	①障害者施設等利用助成事業 ②障害者施設等利用助成関係業務	61,936,635	20,117,317	R5.12.18	R7.1.27	対象となる障害者施設等への補助を実施する (対象事業所=429事業所)		1.非常に効果的であった
11	大1介護保険サービス事業者等支援事業	介護保険課	①介護保険サービス事業者等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②介護保険サービス事業者等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。	129,211,497	41,973,167	R5.12.19	R6.12.6	本事業を希望する全対象事業者への補助を実施する (対象事業所=985事業所)		1.非常に効果的であった
12	子どもの受給応援事業	子ども未来広域課	①物価高に直面し、経済的課題を抱える家庭の子どもに対して、進学段階での負担の軽減を断ち切るため、受験料や大学等受験料・大学等を受験する年度に在籍の模試代・中学3年生進学のための受験に向けて受験した模試代 ②生活困窮者に対する影響を受ける幼稚園児等:低所得者・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ③幼稚園における給食費・光熱費	3,073,816	3,073,816	R5.4.1	R6.3.31	低所得家庭の経済的負担の軽減を図る。		2.効果的であった
13	私立幼稚園園用給物品物価高騰対策支援補助金	幼児教育課	①幼稚園用給物品物価高騰による影響を受ける幼稚園児等:低所得者・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②幼稚園における給食費・光熱費	900,000	900,000	R5.4.1	R6.3.31	全対象施設に補助金交付する。		1.非常に効果的であった
14	私立幼稚園等給食費等支援金(臨時分)	幼児教育課	①幼稚園用給物品物価高騰による影響を受ける幼稚園児等:低所得者・光熱費の支援を行うことにより、その負担を軽減させるため。 ②幼稚園における給食費・光熱費	52,683,080	52,683,080	R5.4.1	R6.3.31	周知徹底により、対象世帯の8割に支給する。		1.非常に効果的であった
16	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(市内保育所利用世帯分)(給食費無償化)(1-3月)	保育園 保育園運営課	①保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(市内保育所利用世帯分)(給食費無償化)(1-3月) ②保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(市内保育所利用世帯分)(給食費無償化)(1-3月)	33,766,764	33,766,764	R6.1.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=9,327人)		1.非常に効果的であった
17	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	保育園 保育園運営課	①保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(エネルギー価格高騰対策) ②保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	3,825,000	3,825,000	R6.1.1	R6.3.31	保育施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童施設数=51園)		1.非常に効果的であった
19	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(給食費無償化)(1-3月)	保育園 保育園運営課	①認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(給食費無償化)(1-3月) ②認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(給食費無償化)(1-3月)	5,323,926	5,323,926	R6.1.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (支援実施児童数=1,369人)		1.非常に効果的であった
20	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	保育園 保育園運営課	①認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策) ②認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	600,000	600,000	R6.1.1	R6.3.31	保育施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (支援実施児童数=11園)		1.非常に効果的であった
21	地域型保育運営事業 地域型保育運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	保育園 保育園運営課	①地域型保育運営事業 地域型保育運営支援業務(エネルギー価格高騰対策) ②地域型保育運営事業 地域型保育運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	6,415,050	6,415,050	R6.1.1	R6.3.31	保育施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (支援実施児童数=108園)		1.非常に効果的であった
22	幼稚園運営事業 幼稚園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	保育園 保育園運営課	①幼稚園運営事業 幼稚園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策) ②幼稚園運営事業 幼稚園運営支援業務(エネルギー価格高騰対策)	300,000	300,000	R6.1.1	R6.3.31	保育施設への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童施設数=4園)		1.非常に効果的であった
23	こども発達センター利用者給食費負担金収入の減免	健康福祉社会局	①こども発達センター利用者給食費負担金を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②こども発達センター利用者給食費負担金 第1号無償化(新規)(R6年1月～3月)	364,845	364,845			物価高騰対策としてこども発達センターの利用者給食費負担金を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 (対象児童数=39人)		1.非常に効果的であった
24	放課後児童健全育成事業	子ども未来広域課	①給食品価格高騰支援として、放課後児童クラブ運営事業者に対して、おやつ代等の価格差を委託料に増額する。 ②放課後児童クラブ運営事業者	2,949,188	2,949,188	R6.1.1	R6.3.31	おやつや消耗品等の児童見守りについて、児童数に応じ、委託料の増額を行い、全45放課後児童クラブを支援すること、継続的な児童育成の維持に貢献した。		1.非常に効果的であった
25	市立保育所関係事業 保育業務 保育所利用者給食費負担金収入の減免	保育園	①保育所利用者給食費負担金収入の減免 ②保育所利用者給食費負担金 第2号無償化(無償化追加)および第1号無償化(新規)(R6年1月～3月)	10,543,000	10,543,000	R6.1.1	R6.3.31	対象児童に対して基準とおり減免を実施した。 (対象児童数=10,740人全額減免)		1.非常に効果的であった
26	保育所運営事業 市外保育所(給食費無償化)(1-3月)	保育園 保育園運営課	①保育所運営事業として、市外保育所に通う保護者の負担軽減のため、給食費等支援金を支給する。 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	99,960	99,960	R6.1.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=189人)		1.非常に効果的であった
28	認可外保育施設等へ通う児童の給食費支援 待機児童対策緊急対応事業 待機児童対策緊急対応事業(給食費無償化)	保育園 保育園運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費支援 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	803,000	803,000	R6.1.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する ①第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ②第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ③第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ④第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑤第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑥第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑦第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑧第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑨第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑩第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑪第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑫第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑬第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑭第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑮第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑯第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑰第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑱第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑲第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ⑳第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉑第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉒第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉓第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉔第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉕第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉖第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉗第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉘第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉙第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉚第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉛第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉜第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉝第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉞第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㉟第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊱第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊲第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊳第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊴第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊵第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊶第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊷第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊸第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊹第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊺第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊻第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊼第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊽第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊾第1号給食費無償化、第2号給食費無償化 ㊿第1号給食費無償化、第2号給食費無償化		1.非常に効果的であった
29	松戸市公共交通事業者エネルギー価格高騰対策緊急対応事業	交通政策課	①エネルギー価格高騰対策として、市内公共交通事業者に対し経費の一部を補助することで、公共交通の安定的な運行を維持する。 ②市内の燃料費及び動力費	30,340,000	30,340,000	R5.12.22	R6.2.16	対象となる市内公共交通事業者への支援を実施する。 (内訳)バス:159台、タクシー:420台、鉄道:1社		2.効果的であった
30	小学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)	小学校 小学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内小・中学校へ通う児童のうち、122,173人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	2,871,369	2,871,369	R5.12.25	R6.3.31	市内小・中学校へ通う児童のうち、122,173人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
31	小学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)	小学校 小学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内小・中学校へ通う児童のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	1,474,545	1,401,545	R6.3.28	R6.3.29	市内小・中学校へ通う児童のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
32	小学校児童給食費負担金の減免(給食費無償化)	小学校 小学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内小・中学校へ通う児童のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	181,889,763	181,889,763	R5.12.22	R6.3.31	市内小・中学校へ通う児童のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
33	中学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)	中学校 中学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	1,430,145	1,430,145	R5.12.25	R6.3.31	市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
34	中学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)	中学校 中学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	2,842,108	2,815,108	R6.3.28	R6.3.29	市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
35	中学校給食費負担金の減免(給食費無償化)	中学校 中学校管理運営課	①物価高騰等総合緊急対応として、学校給食の保護者負担軽減のために支援する。 ②市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。	90,752,253	90,752,253	R5.12.22	R6.3.31	市内中学校へ通う生徒のうち、11,680人の給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
36	私立幼稚園等給食費等支援金(当初)	幼児教育課	①私立幼稚園等給食費等支援金(当初) ②私立幼稚園等給食費等支援金(当初)	25,190,979	25,190,979	R5.4.1	R6.3.31	周知徹底により、対象世帯の8割に支給する。		1.非常に効果的であった
37	保育所運営事業 民間保育所運営支援業務(給食費無償化)(1-3月)(当初)	保育園 保育園運営課	①保育所運営事業として、保育所の給食費が市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、第2号半額(月額5,000円)及び第3号以降無償化(月額5,000円)を支給。(R6.1～3月分)	10,764,586	10,764,586	R5.4.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=3,027人)		1.非常に効果的であった
38	認定こども園運営事業 市外認定こども園施設給付金(給食費無償化)(1-3月)(当初)	保育園 保育園運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、第2号半額(月額5,000円)及び第3号以降無償化(月額5,000円)を支給。(R6.1～3月分)	37,500	37,500	R5.4.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=12人)		1.非常に効果的であった
39	認定こども園運営事業 認定こども園運営支援業務(給食費無償化)(1-3月)(当初)	保育園 保育園運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、第2号半額(月額5,000円)及び第3号以降無償化(月額5,000円)を支給。(R6.1～3月分)	1,730,174	1,730,174	R5.4.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=660人)		1.非常に効果的であった
40	こども発達センター利用者給食費負担金収入の減免(こども発達センター管理運営事業 通園保育業務)(当初)	健康福祉社会局	①こども発達センター利用者給食費負担金を減免し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②こども発達センター利用者給食費負担金 第2号半額、第3号以降(無償化)に係る費用 ③合計 218千円 ④減免 2,900円×対象児童数25人×1/2×3か月=113千円 ⑤減免 920円×対象児童数0人×1/2×3か月=0千円 ⑥減免 2,900円×対象児童数1人×3か月=99千円 ⑦減免 920円×対象児童数2人×3か月=6千円 ⑧減免 2,900円×対象児童数3人×3か月=8千円 ⑨減免 920円×対象児童数4人×3か月=11千円 ⑩減免 2,900円×対象児童数5人×3か月=14千円 ⑪減免 920円×対象児童数6人×3か月=17千円 ⑫減免 2,900円×対象児童数7人×3か月=20千円 ⑬減免 920円×対象児童数8人×3か月=23千円 ⑭減免 2,900円×対象児童数9人×3か月=26千円 ⑮減免 920円×対象児童数10人×3か月=29千円 ⑯減免 2,900円×対象児童数11人×3か月=32千円 ⑰減免 920円×対象児童数12人×3か月=35千円 ⑱減免 2,900円×対象児童数13人×3か月=38千円 ⑲減免 920円×対象児童数14人×3か月=41千円 ⑳減免 2,900円×対象児童数15人×3か月=44千円 ㉑減免 920円×対象児童数16人×3か月=47千円 ㉒減免 2,900円×対象児童数17人×3か月=50千円 ㉓減免 920円×対象児童数18人×3か月=53千円 ㉔減免 2,900円×対象児童数19人×3か月=56千円 ㉕減免 920円×対象児童数20人×3か月=59千円 ㉖減免 2,900円×対象児童数21人×3か月=62千円 ㉗減免 920円×対象児童数22人×3か月=65千円 ㉘減免 2,900円×対象児童数23人×3か月=68千円 ㉙減免 920円×対象児童数24人×3か月=71千円 ㉚減免 2,900円×対象児童数25人×3か月=74千円 ㉛減免 920円×対象児童数26人×3か月=77千円 ㉜減免 2,900円×対象児童数27人×3か月=80千円 ㉝減免 920円×対象児童数28人×3か月=83千円 ㉞減免 2,900円×対象児童数29人×3か月=86千円 ㉟減免 920円×対象児童数30人×3か月=89千円 ㊱減免 2,900円×対象児童数31人×3か月=92千円 ㊲減免 920円×対象児童数32人×3か月=95千円 ㊳減免 2,900円×対象児童数33人×3か月=98千円 ㊴減免 920円×対象児童数34人×3か月=101千円 ㊵減免 2,900円×対象児童数35人×3か月=104千円 ㊶減免 920円×対象児童数36人×3か月=107千円 ㊷減免 2,900円×対象児童数37人×3か月=110千円 ㊸減免 920円×対象児童数38人×3か月=113千円 ㊹減免 2,900円×対象児童数39人×3か月=116千円 ㊺減免 920円×対象児童数40人×3か月=119千円 ㊻減免 2,900円×対象児童数41人×3か月=122千円 ㊼減免 920円×対象児童数42人×3か月=125千円 ㊽減免 2,900円×対象児童数43人×3か月=128千円 ㊾減免 920円×対象児童数44人×3か月=131千円 ㊿減免 2,900円×対象児童数45人×3か月=134千円		1.非常に効果的であった					
41	市立保育所関係事業 保育業務保育所利用者給食費負担金収入の減免(1-3月)	保育園 保育園運営課	①保育所利用者給食費負担金収入の減免 ②保育所利用者給食費負担金 第2号半額および第3号以降無償化	5,008,000	5,008,000	R6.1.1	R6.3.31	対象児童に対して基準とおり減免を実施した。 (対象児童数=5,205人全額減免)		1.非常に効果的であった
42	保育所運営事業 市外保育所(給食費無償化)(1-3月)(当初)	保育園 保育園運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、第2号半額(月額5,000円)及び第3号以降無償化(月額5,000円)を支給。(R6.1～3月分)	38,850	38,850	R5.4.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=53人)		1.非常に効果的であった
43	待機児童対策緊急対応事業 待機児童対策緊急対応事業(給食費無償化)(当初)	保育園 保育園運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	308,000	308,000	R6.1.1	R6.3.31	対象世帯への支援を目的として、市が左記金額を負担する (対象児童数=481人、全額10人、計510,000円を補助)		1.非常に効果的であった
44	小学校給食費負担金の減免(給食費無償化)(当初)	小学校 小学校管理運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	70,006,318	53,698,863	R5.12.22	R6.3.31	市内小・中学校へ通う児童のうち、第2号給食費半額及び第3号以降給食費全額無償化を実施する。		1.非常に効果的であった
45	小学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)(当初)	小学校 小学校管理運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	52,503,188	52,503,188	R6.1.31	R6.3.31	給食費負担金に相当する金額を支給する。		1.非常に効果的であった
46	小学校給食管理運営事業 給食給食費管理業務(無償化)(当初)	小学校 小学校管理運営課	①認可外保育施設等へ通う児童の給食費を市が補助し、子育て世帯の負担を軽減する。 ②給食費負担金として、R6年1月～3月分の第2号半額(月額8,000円相当の半額)(無償化範囲の追加)及び第1号半額(月額8,000円相当の半額)を支給する。	30,547,288	24,541,288	R5.12.22	R6.3.31	市内小・中学校へ通う児童のうち、第2号給食費半額及び第3号以降給食費全額無償化を実施する。		

※上記の金額等については、現在国・県にて調査中のものを含むため、変更が発生する可能性があります。